

報 第 4 号

債権の放棄について

新潟県柏崎市債権管理条例（平成31年条例第5号）第10条第1項の規定により、下記のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）5月18日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

1 債権の名称、放棄した債権の額及び件数

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した債権の件数
水道料金	405,127円	303件
水道開栓手数料	11,000円	11件

2 放棄した理由

消滅時効に係る時効期間が満了したため（新潟県柏崎市債権管理条例第10条第1項第1号該当）。